

川崎市病院局規程第 2 3 号

川崎市病院局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程
川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和 5 年川崎市病院局規程第 6
号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式、第 1 2 号様式及び第 1 9 号様式中

「☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「☐個人番号カード」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当
分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。